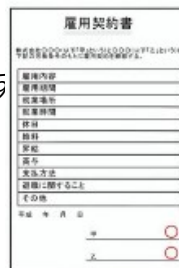


今は2023年!

トピックス



来年(2024年)4月から労働条件の明示のルールが変わります

2024年4月より労働契約の締結時・更新時の労働条件明示事項が追加されます。
来年春からの新たな運用に向けて、今から内容を確認しておきましょう。

すべての労働者に対する明示事項

●就業の場所・業務の変更の範囲の明示 (労働基準法施行規則 5 条の改正)

すべての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加えて、これらの「変更の範囲(将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲)」についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項

●更新上限の明示 (労働基準法施行規則 5 条の改正)

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間又は更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明

⇒ 下記の場合は、あらかじめ説明することが必要になります。

- ① 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ② 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

●無期転換申込機会の明示 (労働基準法施行規則 5 条の改正)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

※初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

●無期転換後の労働条件の明示 (労働基準法施行規則 5 条の改正)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければなりません。

～ 賃金のデジタル払い ～



労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者(厚生労働省が指定した資金移動業者(●●Pay など)のみ)の口座への賃金支払いも認められることになります。

今後の流れ

2023年4月～ 資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)

大臣指定後～ 各事業場で労使協定を締結

労使協定締結後～ 個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

★注意事項等

- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いはできません(認められません)。
- 労働者が希望しない場合にはデジタル払いはできません。また、希望しない労働者にデジタル払いを強制してはいけません。

賃金のデジタル払いを希望するにあたり皆さまに知っておいてほしいこと

●事前の協定締結が必須です

賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。

●受け取り額は適切に設定を

指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためのものであることを理解の上、支払などに使う見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日当たりの払出上限額以下の額とする必要があります。

●口座の上限額は100万円以下です

口座の上限額は100万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者にご確認ください。

●口座残高の現金化も可能です(月1回は口座からの払い出し手数料なし)

ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化(払い出し)することもできます。少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しが出来ます。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。

●口座残高の払い戻し期限は少なくとも10年間

口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻してもらうことができます。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

